

## 浄化槽清掃業（変更・廃業）届出書

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 氏

住 所

名 前

印

（法人にあっては名称及び代表者の名前）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた浄化槽清掃業に係る以下の事項について（変更・廃業）したので、浄化槽法第 37 条（変更）・第 38 条（廃業）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事項又は変更した事項の内容		
廃止又は変更の理由		
変更年月日	年 月 日	
添付書類及び図面	1. 浄化槽法第 37 条（以下「法」という。）（変更の届出）に掲げる事項の変更のとは、浄化槽法施行規則第 10 条第 1 項第 1 号（名前・名称・住所・代表者）、同規則同条同項第 2 号（所在地）、同規則同条同項第 3 号（施設）に変更が生じたことをいい、それぞれの変更に応じ同規則同条第 2 項第 1 号（定款・登記事項証明書）、同規則同条同項第 2 号（住民票の写し）、同規則同条同項第 3 号（欠格条項非該当、法第 36 条第 2 号イからニ及びヘからチに該当しない旨）、同規則同条同項第 4 号（知識技能経験）等該当書類を添付すること。 2. 浄化槽清掃業者が法第 38 条（廃業等）に掲げる事項に該当することとは、同条第 1 号（死亡）、同条第 2 号（合併による消滅）、同条第 3,4 号（解散）、同条第 5 号（廃止）をいい、その旨を届け出なければならない。	
備考	1. この届出書は、廃業又は変更の日から 30 日以内に提出すること。 2. 2 部（添付書類は 1 部）提出すること。	